

特定非営利活動法人会津ワイナリー会 総会議事録

(1) 日時及び場所

2017年3月18日 土曜日 15時から18時
会津赤べこ会事務所（新宿区市谷田町1-1 ATビル8F）

(2) 出席者

正会員総数 52名 出席者数 38名（うち委任状出席者数 24名）

(3) 議長の選任

理事長は、本日の総会が正会員総数の2分の1以上の出席があり有効に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

定款に基づき、議長に大越会長が選出され、下記議案につき審議した。

(4) 審議事項

第1号議案 2016年度の事業報告

議長は、2016年度の事業報告の内容の説明を詳細に行ない、その承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 2016年度の活動決算（監査報告）

議長は、2016年度の活動決算として活動計算書並びに貸借対照表を示し、内容の詳細説明を行ない、続いて小谷監事が監査報告を行った。議長は以上の承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 2017年度の事業計画

第4号議案 2017年度の活動予算

議長は、第3号議案・第4号議案は関連性が深く一括審議する旨を述べ、理事長から詳細な内容の説明がなされた。出席者からは活発な意見が出され、「ぶどう栽培委託者」について、現在2名いる候補者を1名に絞り込むことに関しては、栽培者の人材確保が極めて厳しい現状を考え、人件費予算より優先して、再検討することとした。また、本年新たに2反の畑を借り上げるが、作付けはそのうちの概ね1反とすることとした。議長はこれらの変更を含めた第3号議案・第4号議案の承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

(5) 議事録署名人の選任

議長より、議事録署名人として、上野理事と小橋理事の2名を指名したいとの提案がありその承認を求めたところ、全員異議なく承認された。

以上、この議事録が正確であることを証す。

平成29年3月 日

議 長	印
議事録署名人	印
同	印

◆審議詳細

第1号議案 2016年度の事業報告

小橋) 配布資料に基づき昨年の活動を報告

横山) 配布のニューズレター第4号を参考に補足説明

出席者からの質問は特になし

第2号議案 2016年度の活動決算及び監査報告

上野) 配布資料に基づき貸借対照表報告並びに2016年度活動計算書の詳細説明

小辻) 土地借用費の12万円は年間か?

→1号畑は10年分、2・3号畑は5年分を先払い。更にサキノ様に住所名義料として2万円を支払っている旨を説明(配布資料の2千円は誤り)

小谷) 監査報告。出席者からの質問は特になし

第3号議案 2017年度の事業計画

1. ぶどう栽培体制の確立 1) ぶどう栽培者について

横山) 当会の理事でもある箱崎氏のお兄さんが経営する猪苗代市「箱崎林業磐梯高原ペレット工場」の従業員の一人が前向きに考えてくれており、契約はこの会社と行いたい

大越) シルバーさんの中で新鶴出身の人が可能性あり

横山) 理事会では、2か月ほど試験雇用し、予算(月5万円)や責任の問題から5月頃に1人に絞り込むことを決定した

大越) 横山さん推薦の人は仕事を持っているが、ちゃんとやれるのか

横山) 週2回見ってもらうことになっている

大越) 毎日見なくて大丈夫か心配

高見) なぜ、巖氏はやめたのか

→ご自身の仕事が多忙になったことと、薬剤散布の責任を持ってないとのこと

小辻) ぶどう栽培者についてこれまで、人材確保で大変苦労している。せっかく2人の候補者がいるならば、一人に絞り込まず、2人の雇用を考えてはどうか?

→理事会では、予算の倍増は認められないとの結論に至った

小橋) 実は、3年目である今年からは栽培の専従者が必要であろうと当初は人件費240万円の予算を見ていた。しかし実際には専従のレベルまで必要ないことと、レインカット工事に260万円余分にかかる為、人件費を60万円に落とした経緯がある。逆に言えば、倍増と言っても60万円の増額の話となる

大越) 先日の理事会では一人に絞り込むとしたが、2人でやっていく方策を検討する価値はある。急ぐ必要はない

2. ぶどう栽培基盤整備

1) レインカット工法について

横山) 当初3号畑を3月に行うこととしていたが、補助金の関係で4月に行う

大越) 美里町の補助金については3/17に議会を通過した。3/21に大越巖氏が確認する

2) 薬剤散布機械について

横山) 購入すれば500万円するものもある。一条氏が奔走してくれて30万円の中古が

あるようだ。NPOでの購入は難しいので、横山個人で購入し、NPOに賃借してもらうことを考えている

4) 本年借りる畑と植樹について

大越) 畑2反を借り、60本を植えるとあるが、理事会で決めたのは畑のうち1反に40本を植えるということ

横山) 1号畑で枯れてしまった苗、生育のひどく悪い苗の植え替えに60本のうち必要本数を充当し、残りを4号畑に植えるので、1反を超えることもある

大越) レインカット費用にも影響するので、理事会で決めた1反を守ってほしい

横山) 補足であるが、本年借りる予定の畑については、農業委員会の判断次第で4月8日予定の植樹祭に許可が間に合わないかもしれない。その時は、8日は1号畑を主に行かない4号畑は22日に作付けを行うことになる。

高橋) 事業として考えると最低600本植える必要があると聞いている。現在まだ100本しか植えていないなら、少しでも早くたくさん植える必要があるのではないかと。そもそもどういう予定でいるのか全体像が見えない。

小橋) 長期事業計画について説明する。

ワイナリー計画にあたり次のような計算を行った。酒造免許を取るためには年間6tの製造が必要でありそのためにはぶどう8tの収穫が必要となる。ワイン用葡萄生産農家の方々へのヒアリングから、ぶどう1本当たり40kgの収穫が見込め、即ち200本の葡萄を植える必要があるためには6反の畑が必要である。しかし、ワイナリー施設・設備の投資を考えると、それだけで採算をとるのは厳しく、少なくともその5割増し、即ち9反の畑に300本の苗を植える必要がある。以上から当初の計画では、2016年までに3反100本、2017年に3反100本、2018年に3反100本を作付けし、2019年にはワイナリーを建設しワイン製造開始。2021年度には単年度黒字。2026年度に借入金完済という予定でいた。なお、ぶどうの収穫量は本数で決まるものではなく、高橋さんの指摘の600本というのは垣根式の場合と考えられる。

横山) その後、いろいろな農家と話していると我々のやり方の短梢式では1本当たり30kgになるかもしれない。量と質のバランスの問題ではあるが。

小橋) 本年は、1号畑のぶどうが3年目を迎えいよいよ試験的に実をならせて委託醸造する予定でいる。

小辻) 醸造委託先の当てはあるのか？話を進めているのか？

小橋) いくつか考えているが、話はしていない。なお、委託醸造費用は、できたワインを会員で買い上げることで±0と考えている。(NPO予算には反映させていない)

小辻) 売れるものなら少しでも収入の足しにすべき。いずれにせよ本年から収入源の確保を考えるべき。委託先と直ちに話を始めるべき。

高橋) 委託醸造でもお金は溜められる。酒ができなくてもジュースで高く売れることは考えられる。知人の話ではまず委託醸造で資金をためてからワイナリー建設をした。

3. グリーンツーリズムの実施

出席者からの質問は特になし

4. 事業計画実現のための施策の実施-1: 会員の継続と新規会員誘致

横山) 継続会員の残存率を8割と見込んでいるが、もし全員が残ってくれたら収支は改善される。

出席者からの質問は特になし

5. 事業計画実現のための施策の実施-2 : 立替金の実施

横山) 現時点で理事からの立替えの申し出は合計210万円となっている。

出席者からの質問は特になし

6. 事業計画実現のための施策の実施-3 : 補助金の確保

出席者からの質問は特になし

7. 2017年主要事業内容

出席者からの質問は特になし

第4号議案 2017年度の活動予算

第3号議案の補足説明的に使用したため、質疑・回答は上記に含まれる。